



目標II 豊かな心の育成

施策6 豊かな心を育む教育の推進

- [7] 体験活動の推進 **重点施策⑦**
- [4] 規律ある態度の育成 **重点施策⑧**
- [4] 道徳教育の充実
- [1] 読書活動の推進（再掲） **重点施策⑦**



田植え体験の様子

○ 体験活動の推進（担当：義務教育指導課、高校教育指導課） [7]

全ての小・中学生、高校生等が自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験を行うなど、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、発達の段階に応じた様々な体験活動を推進する。

○ 青少年げんき・いきいき体験活動事業 [7]（施策25参照）

○ 規律ある態度を身に付けるための取組（担当：義務教育指導課） [4]

基本的な生活習慣や学習習慣の中から、「進んであいさつや返事をする」や「時刻を守る」などこれだけは必ず身に付けさせたい事柄として設定した12項目（規律ある態度）の育成を図るため、規律ある態度向上に向けた教師用リーフレット等を活用し、児童生徒一人一人の良さや「できた」を認め、励ます指導を推進する。また、道徳教育研究推進モデル校において、規律ある態度を身に付けさせるための指導の在り方等を研究し、県内へ普及する。

○ 自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進事業（18,822千円）（担当：義務教育指導課、高校教育指導課） [4]

児童生徒の規範意識を高め、夢や目標に向かってたくましく生きることができるよう、本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を活用し、小・中・高等学校等の道徳教育の充実を図る。

- ・ 「彩の国の道徳」及び家庭用「彩の国の道徳」、「彩の国の道徳」実践事例集の活用
- ・ 道徳教育研究協議会の実施
- ・ 市町村の特色ある道徳教育の取組の支援
- ・ 道徳教育研究推進モデル校の委嘱（小・中・高等学校 計10校）
- ・ 道徳教育に係る外部講師の派遣
- ・ 道徳授業「匠の技」伝承事業の実施

- 埼玉県子供読書活動推進会議の開催（93千円）（担当：生涯学習推進課、久喜図書館）【I】
家庭、地域、学校等が一体となって子供の読書活動を推進するため、学校、図書館、民間団体、行政等で構成する会議を開催する。
・ 埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）の実施状況の進行管理及び埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）の策定
- 子ども読書支援センターの運営（431千円）（担当：久喜図書館）【I】
子供の読書活動に関する調査・相談、子供読書関連情報の収集・発信、学校図書館への協力・連携、おはなしボランティア指導者の派遣などを行う。

施策7 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

[ア] いじめ防止対策の推進 **重点施策⑨**

[イ] 教育相談活動の推進 **重点施策⑨**

[ウ] 生徒指導体制の充実

[エ] 非行・問題行動の防止

[オ] 青少年を有害環境から守るための取組の推進

[カ] 立ち直り支援策の推進



- いじめを許さない意識の醸成といじめの早期発見に向けた取組（担当：生徒指導課、義務教育指導課、高校教育指導課、人権教育課）【7】
「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」の趣旨を踏まえ、児童生徒によるいじめ防止に向けた取組を推進し、その成果を県内に普及する。
道徳教育に係る外部講師の派遣や本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」の活用を通して、児童生徒の規範意識を高め、生命尊重や思いやりなどの豊かな心を育む。さらに、いじめをはじめとする身の回りの様々な問題について人権作文を募集し、人権作文集「はばたき」を刊行する。道徳科や社会科、特別活動、総合的な学習の時間等で文集を活用し、児童生徒の人権意識の高揚を図る。
また、児童生徒アンケートについて、学校におけるアンケート調査の複数回実施を推進するとともに、いじめを積極的に認知し、被害児童生徒に寄り添った支援が行われるよう、いじめ防止対策推進法の理解を深めるための教員研修を各学校で実施するよう促す。
- ネットトラブルサイト監視事業（4,000千円）（担当：生徒指導課）【7】
学校のサイト監視活動を行い、問題のある書き込みを早期に発見し、学校に早期対応を促す。
また、ネットトラブル注意報を県内公立学校に年間12回発信し、児童生徒、教職員、保護者の意識啓発活動を支援する。
- いじめ・非行防止学校支援推進事業（626千円）（担当：生徒指導課）【7】
全ての学校種の生徒指導担当者が一堂に会する研修、学校と児童相談所との連携研修を実施する。

○ いじめ・不登校対策相談事業 (1,092,564千円*) (担当：生徒指導課) [イ]

生徒指導上の課題に対応するため、教育相談体制を整備・充実する。

- ・スクールカウンセラーの配置
児童生徒の心理に関する支援を実施するため、全小・中学校等（さいたま市を除く。）、県立高等学校、教育事務所、総合教育センターに配置
- ・スクールソーシャルワーカーの配置
児童生徒の福祉に関する支援を実施するため、全市町村（さいたま市・中核市を除く。）、県立高等学校、教育事務所に配置
- ・中学校配置相談員助成事業
中学校相談員を配置する市町村（さいたま市を除く。）に対する助成金の交付
- ・オンライン相談体制の整備
県立学校に在籍する生徒等を対象とした、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによるオンラインツールを活用した相談体制の整備
- ・不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に関する研究（施策14参照）

○ 教育相談事業のうち

● 電話教育相談 (23,050千円) (担当：総合教育センター、生徒指導課) [イ]

いじめ・不登校等の悩みや不安を抱える児童生徒や保護者のため、電話相談を毎日24時間実施し、その解消を図る。

○ SNSを活用した教育相談体制整備事業 (22,455千円) (担当：生徒指導課、総合教育センター) [イ]

SNSを活用した相談窓口を開設し、県内の中学生・高校生が抱える様々な悩みや不安等に対応する。

- ・対象 さいたま市立学校を除く県内国・公・私立中高生（約330,000人）
- ・実施期間 4月～3月（通年）
- ・実施日 週5日（休日を除く）

○ 学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた教育の充実 (担当：生徒指導課、保健体育課) [イ]

あらゆる生徒指導上の諸課題の未然防止に向けて、児童生徒の心の不調を早期発見、早期対応し必要な支援につなげるための校内体制の充実・強化を図る。

○ 学級運営等の改善のための非常勤講師の配置 (35,530千円*) (担当：小中学校人事課) [ウ]

「学級がうまく機能しない状況」を予防・回復するとともに学級運営の充実を図るため、退職教員等を小学校に非常勤講師として配置する。

○ ライフスキル教育の推進 (担当：生徒指導課) [イ][ア]

各学校における実践事例を収集し、成果や課題等の検証を行う。学校現場で活用できるよう、効果的な事例や検証結果をまとめ周知することで、ライフスキル教育の一層の推進を図る。

○ 学校健康教育推進費のうち

● 薬物乱用防止教育関係 [イ] （施策9参照）

警察本部との連携事業

○ 非行防止教室の実施

埼玉県警察本部の非行防止指導班「あおぞら」やスクール・サポーター、警察署の職員等を学校等へ派遣して、非行防止教室を実施する。

(教育局の連携担当課：生徒指導課)

施策8 人権を尊重した教育の推進

[ア] 人権教育の推進

[イ] 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善

[ウ] 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成

[エ] 様々な人権課題に対応した教育の充実 **重点施策⑩**

[オ] 虐待から子供を守る取組の推進



○ 人権感覚育成指導者の養成（174千円）（担当：人権教育課） [イ]

いじめ、虐待などの人権に係る問題を解決するためには、児童生徒の人権感覚を育成する必要があることから、「人権感覚育成プログラム」を活用した実践ができる指導者を学校に配置するための研修会を実施する。

また、「人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集」の周知を図る。

○ 性の多様性を尊重した教育推進事業【一部新規】（4,279千円）（担当：人権教育課） [イ]

性的指向・性自認に関する児童生徒からの相談対応や配慮・支援等に関して、専門的な助言等を必要とする県立学校に対し、L G B T Q相談に精通した外部専門機関から人材を派遣するなどして、相談体制を充実する。

性の多様性の尊重に関する児童生徒の理解を深めるため、児童生徒の発達段階に応じた啓発資料を小学校5年生と中学校1年生にデータで配布（さいたま市を除く。）する。

性的指向や性自認に悩む高校生同士の交流・相談の場として、オンラインサロン・相談会を実施する。

学校における性の多様性に関する配慮事項を定めた取組シートを作成する。

○ 児童虐待防止のための教育と啓発の推進事業（717千円）（担当：人権教育課） [オ]

喫緊の課題となっている児童虐待に対応するため、教職員等を対象とした早期発見・早期対応等の研修を実施し、校内体制の整備と校内研修の充実を図る。

また、虐待を受けた児童生徒への効果的な支援の在り方に関する研修会を実施し、児童養護施設等との連携を深めるとともに、児童虐待に関する保護者向け啓発資料を作成し、家庭や地域社会への啓発を行うなど、児童虐待防止の推進を図る。

性の多様性の尊重に係る
児童生徒用リーフレット
(小学校5・6年生版)